

# 議 題



## 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）について

### ①実態把握

- ・令和5年9月議会の公明党の代表質問で、市販薬乱用の実態把握とその対策を問われたことを受け、県内24地区の消防本部に対して、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送者数を照会した（調査は初めて実施）。
- ・その結果、処方薬を含めた医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送者数は、1,167人で、女性が約7割を占め、30代以下の若年層が多いことが判明した。

#### <男女別>

性別	男	女
人数（人）	336	831
割合（％）	28.8	71.2

#### <年齢別>

年齢（歳）	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代以上
人数（人）	158	336	195	177	131	170
割合（％）	13.5	28.8	16.7	15.2	11.2	14.6

### ②これまでの取組み

- ・令和5年4月、かぜ薬や咳止め薬など「濫用等のおそれのある医薬品」の範囲が見直された\*ことから、薬局等に対して、若年者には、氏名、年齢、購入理由を確認するなど、適正に医薬品を販売するよう周知を行った。また、12月には、市販薬の過剰摂取に関する報道が相次いだことから、薬局等に対して、一般用医薬品の適正販売に関する事項の再周知や一般用医薬品の乱用に悩む方に対応する相談窓口を紹介する通知を発出した。
- ・小中高等学校で実施している薬物乱用防止教室の講師に向けて、市販薬乱用の危険性についての研修を実施（令和4年12月5日）。今年度の研修会でも、薬物乱用防止教室において、市販薬の過剰摂取を含めた医薬品の適正使用を伝えてほしいと講師に依頼した（令和5年11月9日）。
- ・県公式SNS（Line及びTwitter）を活用して、県民に市販薬を適切に使用しないと健康被害を引き起こしたり、依存症になるおそれがあることを啓発するとともに、依存症やこころの健康相談窓口の周知を行った。（令和5年11月配信）

### ③今後の取組み

学校の薬物乱用防止教室やSNSを活用して、医薬品の適正使用の啓発や

相談窓口の周知など、福岡県薬物乱用対策推進本部の関係機関が連携して取り組んでいく。

※ 濫用等のおそれのある医薬品（下表の6成分を含有する製剤）の範囲の見直し

改正後（令和5年4月1日～）	改正前
エフェドリン	エフェドリン
コデイン	コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
ジヒドロコデイン	ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
ブロモバレリル尿素	ブロモバレリル尿素
プソイドエフェドリン	プソイドエフェドリン
メチルエフェドリン	メチルエフェドリン （鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

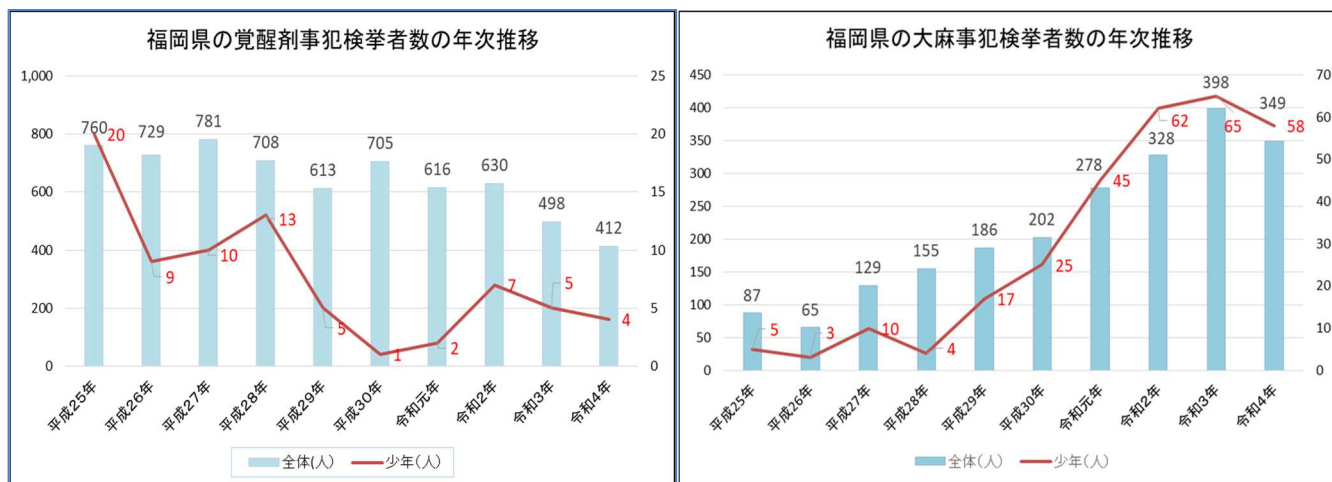
## 薬物乱用防止対策について

### 1 現状

令和4年の本県の覚醒剤事犯の検挙者数は412人と減少傾向にあるものの、依存性の強さから再犯者率は80.6%と高い。

また、大麻事犯の検挙者数は平成27年以降増加傾向を示し、令和4年は349人で前年に続く高水準で、特に、30歳未満の若年層を中心として増加していることが特徴で、全体の約7割を占めている。

#### <県内の薬物情勢>



出典：福岡県警察本部薬物銃器対策課、少年課

### 2 県の取組み

福岡県薬物乱用防止第五次五か年戦略に基づき、啓発・取締り・再乱用防止を3本柱として、国・県・市の関係機関と連携し、総合的に薬物乱用対策に取り組んでいる。

#### (1) 啓発

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動6.26ヤング街頭キャンペーン
- 学校における薬物乱用防止教室の実施
- 大学生を対象とした講演会の開催（H22～）
- インターネット・SNSを通じた啓発

福岡県薬物乱用防止啓発サイトを開設（H27.12～）し、制作した以下の動画等を掲載し、内容の充実を図っている。

- ・若者向け大麻乱用防止啓発動画（R4.1～）

令和3年度に「大麻の誘いに対する断り方」を伝えるゲーム風の啓発動画（3本）を制作。令和4年度はYouTube広告としても流すことで、多くの視聴者に大麻の断り方を伝えている。

（令和5年11月30日時点の3本合計の視聴回数は約58万回）。

- ・中学生向け大麻乱用防止教育用動画（R4.12～）

大麻の健康影響、誘いへの対処法を理解するための教育用動画を2本制作。県内の中学校にDVDを配布し、大麻乱用防止教育に活用。

- ・大麻の誘いへの対処法を伝えるアニメーション動画（R5.11～）  
若年層に大麻の誘いへの対処法を学ぶきっかけとなるよう短時間(15秒)で閲覧可能なリックビデオ風アニメーション動画を4本制作。  
SNS（YouTube や TikTok）に広告を掲載し、若年層を動画視聴に誘導。



【動画内のあるシーン】

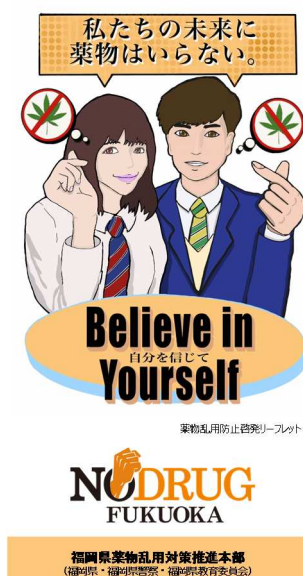
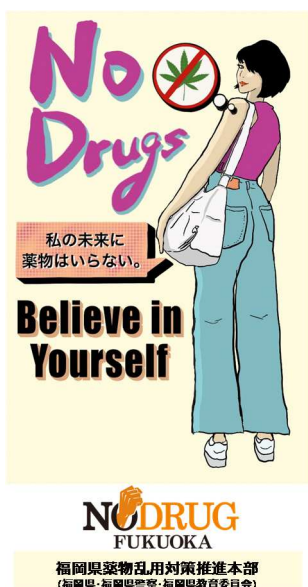
「何の広告だろう？」と興味を引き、見続けると実は大麻の誘いだったと後から気付かせる内容になります。

○啓発リーフレットの作成

【大麻乱用防止啓発リーフレット】

【薬物乱用防止啓発リーフレット】

【小学生向けリーフレット】



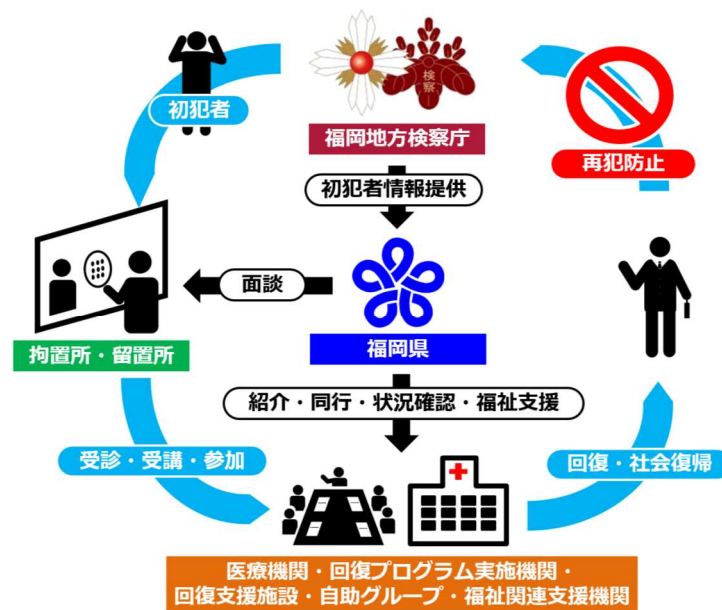
(2) 再乱用防止

○薬物再乱用対策推進事業（H30～）

- ・薬物事犯の初犯者（執行猶予判決の者）を対象として、精神保健福祉センター等が実施する回復プログラムや医療機関での治療など薬物依存症からの回復の機会につなぐための相談支援を行うもの。
- ・初犯者を支援するための専門人材として、薬務課に相談支援コーディネーター（精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士及び警察官OB）を配置している。

## 「事業内容」

- ・ 検察庁から本人の同意を得られた初犯者の情報（氏名、住所等）提供。
- ・ 釈放前に拘置所等において面談を実施。面談内容をもとに支援計画の策定。
- ・ 釈放後、支援計画に基づき、回復プログラム等実施機関を紹介。初回利用時には同行。
- ・ 回復プログラム等実施機関の利用状況等を定期的に確認し、支援計画を見直し。（必要に応じて、面談を実施。）
- ・ 本人と面談のうえ、回復支援施設、自助グループの紹介、同行。
- ・ 就労、住居等の福祉関連支援機関の紹介等の支援。



## 「実施状況」

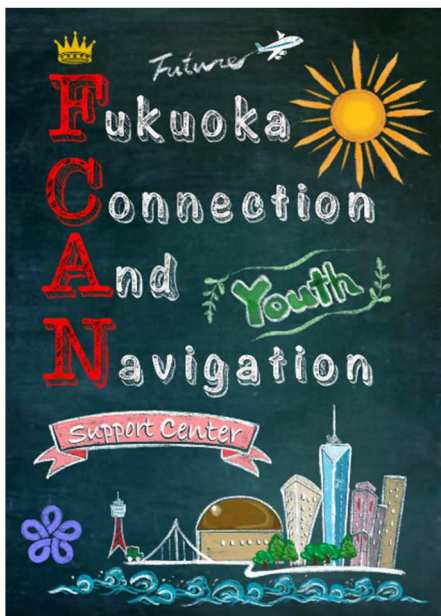
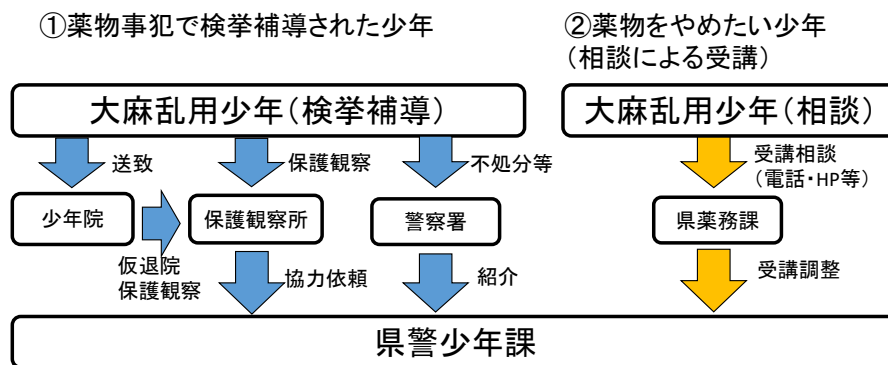
- ・ 紹介先連携機関  
23機関（精神保健福祉センター3機関、依存症専門医療機関15機関、回復支援施設4機関、九州厚生局）と連携。
- ・ 休日・平日夜間の回復プログラム（R2～）  
民間団体への委託により、休日・平日夜間に回復プログラムを実施  
累計：延べ288人（令和5年11月30日時点）
- ・ 回復プログラム体験（R2～）  
対象者が拘置所等を釈放された後の早期の段階で、回復プログラムのお試し体験の機会を提供することにより、回復プログラムへの理解を促進。  
累計：41回実施（令和5年11月30日時点）
- ・ 回復支援に繋がった対象者  
令和5年11月30日時点で通算270人のうち、89人を事業連携先の機関に繋げることができた（回復プログラム受講者66人、医療機関受診者20人、自助グループ参加者1人、回復支援施設入所2名）。

○少年用大麻再乱用防止プログラム（R3.9～）

- ・若年期の大麻使用は依存症になるリスクを高めるため、再乱用防止の支援が重要であるが、これまで大麻を使用した少年を想定した再乱用防止プログラムがないことが課題となっていた。
- ・県では薬物依存関連分野の専門家や関係機関の協力の下、国の研究機関の監修を経て、全国初の少年用大麻再乱用防止ワークブック「F-CAN（エフキャン）」を作成した。
- ・少年非行に対応する専門機関である県警少年サポートセンターが、本ワークブックを用いて「少年用大麻再乱用防止プログラム」を実施し、大麻乱用少年の立ち直りを支援している。

「実施状況」

受講者数 23名（令和5年11月30日時点）



実施機関：少年サポートセンター  
 対象：県内在住の19歳以下の少年  
 実施場所：自宅、少年サポートセンター等  
 実施回数：全15回（約8か月程度）